

市議会議員選挙及び市長選挙における選挙運動費用の公費負担制度 Q&A  
北九州市選挙管理委員会

令和6年11月

- ◆このQ&Aは、北九州市の市議会議員及び市長選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。
- ◆他の選挙（衆議・参議・知事・県議選挙など）とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

○目次

【総論】

- 1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがありますか。 . . . 4
- 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえますか。 . . . 4
- 3 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。 . . . 4
- 4 市に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのですか。 . . . 4
- 5 公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合は、どうすればよいですか。 . . . 5
- 6 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか。 . . . 5
- 7 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。 . . . 5
- 8 公費負担制度や届出書類の書き方について、どこに相談すればよいのですか。また、相談窓口の受付時間はいつですか。 . . . 5

【各論】

◆選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

- 1 公費負担の対象となる自動車の台数等の条件はありますか。 . . . 6
- 2 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けたレンタカーを借りた場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となりますか。 . . . 6
- 3 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取付を行い、その費用も含めて、借入代金として契約した場合、全て公費負担の対象となりますか。 . . . 6
- 4 選挙運動期間前から借入れした場合、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができますか。 . . . 7
- 5 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。 . . . 7

- 6 選挙運動用自動車の借入れにあたり、借入れ初日の基本料金と、・・・ 7  
2日目以降の基本料金が異なる場合、公費負担の対象となる金額  
はどのように算出すればよいですか。
- 7 月極（1ヶ月）契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費・・・ 8  
負担請求の対象となる金額はどのように算出すればよいですか。
- 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りること・・・ 8  
はできますか。
- 9 自分の親族の自動車を使用して選挙運動をした場合、公費負担の対・・・ 9  
象となりますか。契約は締結しています。
- 10 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れず・・・ 9  
る場合、どのくらいの価格で契約すればいいのですか。
- 11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供・・・ 9  
給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請  
にあたって、どんな点に注意が必要ですか。

◆選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

- 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりま・・・ 9  
すか。
- 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。・・・ 9
- 3 選挙運動期間中の給油量、給油金額の記録はどのようにすればよ・・・ 10  
いですか。また、セルフ式のカソリンスタンドと契約できますか。
- 4 2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油した場合・・・ 10  
公費負担の申請は2社分できますか。
- 5 契約した燃料の単価が変動した場合、手続きが必要ですか。・・・ 10

◆選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

- 1 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬はすべて公費負担の対象・・・ 10  
となりますか。
- 2 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転・・・ 11  
してもらった場合、この運転手の雇入れ費用は全額公費負担の対  
象となりますか。
- 3 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合・・・ 11  
選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。
- 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか。・・・ 11
- 5 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対・・・ 11  
象となりますか。
- 6 選挙運動用自動車の運転手の雇用について、法人と運転手の派遣・・・ 11  
契約を締結した場合、公費負担の対象となりますか。

◆選挙運動用ポスターの作成

- 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターはどのようなポスター・・・12  
ですか。
- 2 選挙運動用ポスターの作成費用は、すべて公費負担の対象となり・・・12  
ますか。
- 3 選挙運動用ポスターと併せて、名刺やその他の印刷物も一括して・・・12  
印刷した場合、あわせて公費負担の対象費用となりますか。
- 4 選挙運動用ポスターとその他の印刷物を一括して発注したため、・・・12  
デザイン料や写真撮影費用を公費負担の対象分と対象外分に区分  
することが困難な場合、どのように区分すればよいですか。
- 5 ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出し・・・12  
た金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象とな  
りますか。
- 6 公費負担の対象となるポスターの枚数や単価の上限はどうやって・・・13  
決まるのですか。
- 7 選挙運動用ポスターの作成枚数や種類に制限はありますか。・・・13

◆選挙運動用通常葉書の交付又は郵送

- 1 選挙運動用葉書の交付又は郵送にあたり、どのようなことに注意・・・14  
すべきですか。
- 2 通常葉書を路上で選挙人に手渡しできますか。・・・14
- 3 通常葉書の作成費用について公費負担が受けられますか。・・・14

◆選挙運動用ビラの作成

- 1 作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額の・・・14  
範囲以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となり  
ますか。
- 2 公費負担の対象となるビラの枚数や単価の上限はどうやって決ま・・・14  
るのですか。

## 【総論】

### 1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがありますか。

次の費用が公費負担されます。

ただし、供託金を没収された候補者は次の①、②及び④については公費負担を受けることができません。

これら①～④のいずれも公費負担額の基準が法律や条例で定められています。

#### ①選挙運動用自動車の使用

(A) ハイヤー契約に基づく場合（運転手雇用、燃料代を含む一括契約）

◆自動車の借入費用

(B) ハイヤー契約に基づかない場合（別々に契約する場合）

◆自動車の借入費用（レンタカー契約）

◆自動車の燃料代

◆運転手の雇用費用

#### ②選挙運動用ポスターの作成

#### ③選挙運動用普通葉書の郵送

#### ④選挙運動用ビラの作成

※ ①、②及び④については、業者等と有償による契約を書面にて締結する必要があります。以下の設問3、6、7及び【各論】の関連する各設問を参照してください。

※注意事項

(A) と (B) は、併用できません。

### 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額(上限額)で負担してもらえますか。

公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限額を超えている場合は上限額まで、上限額に満たない場合は実際に要した費用を公費負担します。

### 3 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

「条例で決まっている上限金額」は、あくまで公費負担の上限額を定めたものですので、契約内容（金額、数量）の妥当性等について市民に説明ができるように適正な契約を行ってください。

### 4 市に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

個人情報に該当するものや印影など一部を除き、全て情報公開の対象となります。

5 公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいですか。

届出書類に誤りや変更がある場合は、ただちにその旨を当該区の選挙管理委員会を通じて、市の選挙管理委員会に届け出てください。

契約内容を正確に把握し、届け出ておくことは、適正な公費負担請求のために必要なことです。届け出がない場合、公費負担できないことがあります。

6 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか。

納品書、明細を記載した見積書等の書類は、事実関係を証明するための大切な書類ですので保管しておいてください。また、手続もスムーズに進みます。

なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車両ナンバーなど必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられています。

7 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について、公費負担制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結する必要があります。

また、自動車を借入れる場合、契約書に次の①～⑥の内容の記載が必要となります。

- ① 有償契約であること
- ② 契約期間の記載があること
- ③ 契約金額（内訳金額を含む）の記載があること
- ④ 車両が特定（車種、登録番号等）されていること
- ⑤ 契約年月日の記載があること
- ⑥ 借受人が候補者であること

※候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限りません。

「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされており、上記①～⑥の内容が具備されていれば、差し支えありません。

8 公費負担制度や届出書類の書き方について、どこに相談すればよいですか。

また、相談窓口の受付時間はいつですか。

立候補届出をした当該区の選挙管理委員会事務局まで事前にお問い合わせください。

業務時間は、祝日を除く、月曜日から金曜日の、午前8時30分から午後5時15分までですので、事前に区選管と調整してください。

## 【各論】

### ◆選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

#### 1 公費負担の対象となる自動車の台数等の条件はありますか。

主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会の定める表示をした自動車を、候補者1人につき1台のみ公費負担できます。（船舶との併用不可）。

選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りた場合、業務用自動車2台は自己負担となります。

なお、使用できる自動車の種類は、公職選挙法施行令第109条の3で規定されている定員4人以上10人以下の自動車（普通自動車、バン型自動車、軽自動車等）及び二輪自動車で、二輪自動車を除き、屋根・側面・後面の全部又は一部が開放されているもの、屋根が取り外せたり、開くことのできないものです。

#### 2 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けたレンタカーを借りた場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となりますか。

（例）付帯料金

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 免責補償料（任意加入）       | 1, 200円/日 |
| 特別装備料（予備バッテリー）    | 1, 500円/日 |
| 装備品使用料（ルーフキャリア）   | 1, 300円/日 |
| 保険補償以外のサービスに係る保険料 | 500円/日    |

公費負担の対象は車両本体のみです。レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届け出をしている「基本料金」部分が対象となります。

なお、一般的にレンタカー業者の「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれています。

したがって、上記「（例）付帯料金」のように別途、免責補償料を任意で契約し、支払う場合や看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は公費負担の対象とはなりません。

免責補償制度・・・基本料金以外に、別途、免責補償料を支払うことにより、事故の際に免責額が免除される制度。

#### 3 レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取付を行い・その費用も含めて、借入代金として契約した場合、全て公費負担の対象となりますか。

公費負担の対象は車両本体のみです。レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象となりません。

車両本体以外の費用が含まれているのであれば、車両本体とそれ以外の費用を明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載がない場合は、見積書等の契約内容を明示した内訳明細書が必要です。

4 選挙運動期間前から借入れた場合、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができますか。

公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象となりません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分のみ公費負担対象となります。

5 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載してください。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載しますが、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象となりません。

6 選挙運動用自動車の借入れにあたり、借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいですか。

(例) 基本料金(初日24時間まで) 12,000円

// (2日目以降1日につき) 8,000円

<例> 契約期間 1/15~1/27(13日間)の場合(契約金額108,000円)

| 月日             | 1/15             | 1/16  | 1/17<br>告示<br>日     | 1/18  | 1/19  | 1/20  | 1/21  | 1/22  | 1/23  | 1/24  | 1/25  | 1/26  | 1/27  |
|----------------|------------------|-------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 選挙<br>運動<br>期間 |                  |       | ← 選挙運動期間(市議選9日間) →  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 借入<br>期間       |                  |       | ← 公費負担請求可能期間(9日間) → |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 契約<br>等        | ← 実際の借入期間(13日) → |       |                     |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 基本<br>料金       | 12,000           | 8,000 | 8,000               | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 |

公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した金額の合計額となります。

選挙運動期間以外の期間の借入代金は公費負担の対象となりません。

したがって、事例の場合は、選挙運動期間中の1月17日から1月25日までの9日分の基本料金の合計金額72,000円が公費負担の対象となります。

※ 公費負担の1日あたりの上限額は、16,100円です。

7 月極（1 ヶ月）契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象となる金額はどのように算出すればよいですか。

自動車借入れに対する公費負担制度については、1 日あたりの借入金額に対し、公費を負担する制度ですので、1 日あたりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合は、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することとなります。

1 ヶ月で〇〇万円といったように、1 日あたりの借入金額を設定せずに契約をしている場合には、契約金額を契約日数で除して算出した 1 日あたりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）について、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

（例）月極契約金額155,000円

契約期間 1 月 1 日～1 月 31 日として、選挙運動期間中全て使用。

事例の場合は、契約金額155,000円を契約日数の 31 日で除して算出した 1 日あたりの金額5,000円に選挙運動期間中に使用した日数9日 を乗じた金額45,000円が公費負担の対象となります。

8 選挙運動用自動車をレンタカー業者以外の者から借りることはできますか。

公費負担制度上、自動車の借入れについては、次の①及び②に該当する場合を除き、契約の相手方の条件は規定されていません。

① 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

② ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

一方、道路運送法第 80 条では「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない」と規定されています。

当該許可を受けていない者と契約する場合、貸主の状況（例えば複数の様々な人に有償で貸渡しをしているなど）によっては、道路運送法第 80 条に抵触する恐れがありますので、契約時に貸主の貸渡し状況を確認するなど注意が必要です。

【道路運送法に関する問い合わせ】

九州運輸局福岡運輸支局（TEL 092-673-1191）

※ 道路運送法（抜粋）

（有償貸渡し）

第 80 条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

2 国土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の経営に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

9 自分の親族の自動車を使用して選挙運動をした場合、公費負担の対象となりますか。

生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。なお、生計を一にしていない親族から借りる場合は、生計を一にしていない申し立て書等が必要です。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

10 レンタカー業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのですか。

契約金額は、契約当事者の合意により、定められるもので、価格に関する基準はありませんが、公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性等について、市民に説明できるように適正な契約を行ってください。

11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって、どんな点に注意が必要ですか。

契約の相手方は、道路運送法第3条第1号八に規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

#### ◆選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。

選挙運動期間中、届け出をした選挙運動用自動車1台につき、届け出をした給油所で給油した燃料代（選挙運動使用分のみ）が公費負担の対象となります。

なお、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と、上限額（7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較していずれか低い方の金額となります。

（例）（A）選挙運動期間中に給油した燃料代の総額 70,000円

（B）市議会議員選挙の上限額7,700円×9日間＝ 69,300円

（A）>（B）なので、公費負担額は（B） 69,300円。

選挙運動に使用した燃料のみが公費負担の対象です。親族や友人等の自動車を借りる場合は、レンタカー業者等と同じように、使用前に燃料を満タンにしておき（自動車の所有者負担）、選挙運動を終了した時点で満タンで返すなど、選挙運動で使用しない燃料代が発生しないようご注意ください。

2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象となりません。

3 選挙運動期間中の給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。  
また、セルフ式のガソリンスタンドと契約できますか。

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず、選挙運動自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

給油伝票には①給油日、②給油量、③車番（4桁部分）、④給油金額の記載が必要です。

公費負担は、事後精算方式で候補者が使用した燃料代を北九州市が直接給油店に支払う制度なので、候補者が事業者に直接現金を支払って給油する方式のセルフ式ガソリンスタンドとは契約できません。

ただし、セルフ式のガソリンスタンドであっても、事後精算での対応ができ、給油伝票が発行できる業者であれば契約することはできます。

※給油伝票がレシートの場合、車両ナンバー等の加筆や店舗責任者印が必要です。

4 2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油した場合、公費負担の申請は2社分できますか。

公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です。（2社あわせた金額と上限額を比較して少ない方が公費負担されます）

ただし、それぞれの給油事業者と燃料供給契約を書面により締結し、当該区選挙管理委員会を通じて、市の選挙管理委員会に届け出ていることが必要です。

複数の給油事業者と契約すると、手続きや給油管理などの事務が煩雑になり、誤りが多くなる傾向がありますので、ご注意ください。

5 契約した燃料の単価が変動した場合、手続きが必要ですか。

給油事業と燃料供給の変更契約をし、ただちに当該区選挙管理委員会を通じて、市の選挙管理委員会に契約変更の届け出をしてください。

なお、単価変更の可能性がある場合は、あらかじめ契約書の単価欄の下に「但し、上記金額が税額その他の変動等により改定された場合には、当該改定後の単価を契約単価とする。」と追記し契約していただくことで、変更契約の手続きを簡略化することができます。

※ 但し書きがある場合でも、大幅な単価の増により確認申請書の確認額を超える場合は、再度、確認申請書の提出が必要です。

#### ◆選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

1 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬はすべて公費負担の対象となりますか。

候補者1人につき1日1人に限り、選挙運動期間中、届け出をした選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）を公費負担することができます。

なお、候補者は、運転手個人と書面で有償契約をする必要があります。

また、運転手が実際に届け出をした選挙運動用自動車を運転した日分のみ公費負担の対象となります。

※ 公費負担の1日あたりの上限額は、12,500円です。

2 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらう場合、この運転手の雇入れ費用は全額公費負担の対象となりますか。

運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日分が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、届け出をした選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象となりません。

3 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外についても公費負担の対象となりますか。

選挙運動期間以外は対象となりません。

4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか。

宿泊代等、契約に基づく運転業務の報酬以外の経費は、公費負担の対象となりません。

5 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

(例) 選挙運動期間1月17日～1月25日(9日間)

A氏 1月17日～1月21日までの5日間で運転契約

B氏 1月22日～1月25日までの4日間で運転契約

公費負担の対象は、1日あたり運転手1人です。

上記事例の場合のように、同一日に運転業務が重ならない場合、A氏、B氏のいずれもが、公費負担の対象となります。

なお、A氏、B氏それぞれと契約する必要があります。

しかし、同一日に2人以上の運転手と契約した場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

6 選挙運動用自動車の運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を締結した場合、公費負担の対象となりますか。

運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。

法人との運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

なお、ハイヤー契約(道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」と自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用を一括で契約)の場合は法人と契約ができます。

## ◆選挙運動用ポスターの作成

### 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」です。

### 2 選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となりますか。

ポスター作成業者と有償契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は、印刷費・デザイン料・写真撮影費などすべてが公費負担の対象となります。

なお、作成金額、作成枚数ごとに上限があります。

### 3 選挙運動用ポスターと併せて、名刺やその他の印刷物も一括して印刷した場合、あわせて公費負担の対象費用となりますか。

選挙運動用ポスター作成費のみが公費負担の対象です。

名刺など選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象となりません。

### 4 選挙運動用ポスターとその他の印刷物を一括して発注したため、デザイン料や写真撮影費用を公費負担の対象分と対象外分に区分することが困難な場合、どのように区分すればよいですか。

契約当事者間において、合理的に説明できる方法により、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

例えば、同様のデザインで、規格が同じであれば、作成枚数を用いて、デザイン料金を按分することなどが考えられます。

### 5 ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

ポスター作成費用の公費負担は、「上限枚数×上限単価」で求められる金額ではないため、全額を公費負担できない場合があります。

ポスターの「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められており、公費負担の計算は、上限枚数、上限単価を実際の契約枚数、契約単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなります。

誤った計算方法で算出し、上限を超えた場合、候補者の自己負担が発生しますのでご注意ください。

#### (例) 公費負担の計算方法

- ① 条例の上限枚数600枚      ② 条例の上限単価1,561円
- ③ 実際の作成枚数800枚      ④ 実際の作成単価800円

とした場合の正しい計算方法と誤った計算方法は次のとおりです。

### 【正しい計算方法】

(公費負担の対象枚数) →枚数について、条例の上限と実際の枚数を比較

①、③の少ない方・…600枚(A)

(公費負担対象単価) →単価について、条例の上限と実際の単価を比較

②、④の低い方・…800円(B)

(公費負担額) →枚数、単価をそれぞれ低いもの同士をかけあわせる

(A) × (B) = 480,000円

### 【誤った計算方法】

「上限枚数×上限単価」で算出される額936,600円(600枚×1,561円)を上限額と誤解し、640,000円(800枚×800円)を公費負担額と誤って算出。

## 6 公費負担の対象となるポスターの上限枚数や上限単価はどうやって決まるのですか。

枚数や単価の上限は、当該選挙区(当該選挙が行われる区域)内のポスター掲示場数を用いて算出します。

市議会議員選挙の場合は、選挙区ごとに枚数、単価の上限が異なります。

上限枚数の算出方法は次のとおりです。

上限枚数 = 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)のポスター掲示場数×2

また上限単価の算出方法は次のとおりです。

◆当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$316,250 \text{円} + 541 \text{円} 31 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}$

ポスター掲示場数

(1円未満の端数は切上げ)

◆当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$316,250 \text{円} + (541 \text{円} 31 \text{銭} \times 500) + (28 \text{円} 35 \text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500))$

ポスター掲示場数

(1円未満の端数は切上げ)

## 7 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか。

ポスター作成枚数について、法令、条例上の制限はありません。

ただし、公費負担の対象となる作成枚数は、設問6のとおり、上限枚数が定められています。

なお、作成枚数は、原則として、候補者が必要とする枚数を決定するものです。必ず掲示場の2倍の枚数が必要なものではありません。近年、ポスターの材質向上等により、破れにくくなっていることもあり、上限枚数より少ない傾向にあります。

## ◆選挙運動用通常葉書の交付、郵送

### 1 選挙運動用葉書の交付、郵送にあたり、どのようなことに注意すべきですか。

候補者が選挙運動のために通常葉書を無料で頒布できる枚数の上限は、市議会議員選挙の場合4,000枚、市長選挙の場合35,000枚です。

通常葉書の交付は、郵便事業株式会社の支社長が指定する支店で葉書の交付を受ける方法と、手持ちの通常葉書（私製を含む。）に郵便事業株式会社で選挙用の表示を受けて、選挙郵便物にあてる方法があります。

必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて配達事務を取り扱う郵便局の窓口へ差し出してください。

※ポストに入れると配達されません。

### 2 通常葉書を路上で選挙人に手渡しできますか。

通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。郵便局の窓口から発送してください。

### 3 通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか。

市長選挙及び市議会議員選挙においては、公費負担の対象ではありません。国政選挙に限り公費負担の対象となります。

## ◆選挙運動用ビラの作成

### 1 作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

ビラの作成費用の公費負担は、「上限枚数×上限単価」で求められる金額ではないため、全額を公費負担できない場合があります。

ビラの「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められており、公費負担の計算は、上限枚数、上限単価を実際の契約枚数、契約単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなります。

「選挙運動用ポスターの作成」と同様に、誤った計算方法で算出し、上限を超えた場合、候補者の自己負担が発生しますのでご注意ください。

2 公費負担の対象となるビラの枚数や単価の上限はどうやって決まるのですか。

作成枚数の上限は、公職選挙法第142条5で、単価の上限は、次のとおり公職選挙法施行令第109条の8で定められています。

#### 上限単価

① 選挙運動用ビラ作成枚数が50,000枚以下 = 7円73銭/枚

② 選挙運動用ビラ作成枚数が50,000枚以上 =  
$$\frac{386,500\text{円} + 5\text{円}18\text{銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000)}{\text{作成枚数}}$$

(1銭未満の端数は1銭とする)

#### 上限枚数

① 市議会議員選挙 8,000枚 (選挙管理委員会に届出た2種類以内)

② 市長選挙 70,000枚 (選挙管理委員会に届出た2種類以内)